○議院運営委員会

· 衆議院議員提出法律案 (二件)

4	3	番 号
る法律の一部を改正する法律案国会議員の秘書の給与等に関す	法律案国会職員の育児休業等に関する	件名
員長 (一・六・六)		(月日)
一二、一 六	二二、一六	月 予 備 送 日 付
三 二 六 一二 二 千 (子)	二二二六	提本院へ
(チ) 六 (三) 六	三 (予) 可	委員会付託
次 七	可 三 決 元	委員会議決
可 注 決	可言、	木会議議決
		委員 会 付託
		委員 会議 決
可言法	可言、法	本会議議決
		備
		考

国会職員の育児休業等に関する法律案(衆第三号)

医旨

その主な内容は、次のとおりである。育児休業制度及び部分休業制度を設けようとするものであって、その福祉を増進するとともに、公務の円滑な運営に資するため、本法律案は、子を養育する国会職員の継続的な動務を促進し、

ようよゝ。とができる。本属長は原則として、育児休業を承認しなければて、その一歳に満たない子を養育するため、育児休業をするこ一、国会職員(以下「職員」という。)は、本属長の承認を受け

に従事しない。育児休業期間中は給与を支給しない。二、育児休業をしている職員は、職員の身分を保有するが、職務

は、臨時的任用を行うものとする。 我が国の求した職員の業務を処理することが困難であると認めるとき まず、三、本属長は、職員の配置換え等の方法によっても育児休業を請します。

の算定については、育児休業期間の二分の一を在職期間とす等を行うことができる。また、退職手当の支給に係る在職期間二分の一を引き続き勤務したものとみなして、給料月額の調整四、育児休業をした職員が職務に復帰した場合、育児休業期間の

は

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給

五、職員は、育児休業を理由として、不利益な取扱いを受けな

() 0

を減額する。職員は、部分休業を理由として、不利益な取扱いこと)をすることができる。部分休業の時間については給与額するため部分休業(一日の勤務時間の一部について勤務しない六、職員は、本属長の承認を得て、その一歳に満たない子を養育

ついて育児休業給を支給する。七、当分の間、看護婦等である職員に対しては、育児休業期間に

を受けない。

八、この法律は、平成四年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、御報告いた

マークに、国会議員の秘書等に関する法律の一部を改正する法律案 | も育児休業等に関する制度を設けようとするものであります。 | 円滑な運営に資するため、政府職員等と同様に国会職員について | 我が国の社会経済情勢にかんがみ、子を養育する国会職員の継続 | まず、国会職員の育児休業等に関する法律案は、最近における |

から国会議員の秘書の給料月額を改定しようとするものである。 ようとするものであります。 与についても、本年四月にさかのぼって、その給料月額を改定し 一致をもって可決すべきものと決定いたしました。 要旨 前ページ参照 委員長報告 本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、本年四月 案 (衆第四号) 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律 以上、御報告申し上げます。 委員会におきましては、審査の結果、両法律案はいずれも全会